

新成人の皆さんへ

20歳になつたら国民年金

国民年金は、高齢になつた時やいざという時の生活を現役世代みんなで支えようという考え方で作られた仕組みです。

具体的には、若い時に公的年金制度に加入して保険料を納め続けることで、年をとつた時や病気やケガで障害が残つた時、家族の働き手が亡くなつた時に年金を受け取ることができる制度です。

20歳になれば、厚生年金保険や共済組合加入者（またはその配偶者に扶養されている人）を除き、国民年金第1号の加入手続きをすることが必要です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人方が加入し保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営するため安定していますし、年金の給付は生涯にわたつて保障されます。

◎老後のためだけではありません

国民年金には年をとつた時の老齢年金のか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残つた時に受け取れその加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

加入手続きとその流れ

1 「国民年金資格取得届」を提出してください

20歳の誕生日月の前月に日本年金機構から送られる「国民年金資格取得届」に必要事項を記入し、役場または年金事務所に提出してください。同時に、保険料の若年者納付猶予制度や学生納付特例制度の申請書を提出することもできます。

（学生納付特例制度の申請をされる場合は、学生であることの証明が必要です）。

2 「年金手帳」が届きます

保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください。（厚生年金保険の加入者、共済組合加入者等には送られません）。

3 「国民年金保険料納付書」が届きます

納付書で保険料を納めてください（ご自身の誕生日月の前日が含まれる月の分からの保険料）。

なお、保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です。

◆問い合わせ先

米子年金事務所 ☎ 0859-34-6111

本庁住民生活課 ☎ 0859-54-5210

大山支所総合窓口課 ☎ 0859-53-3311

中山支所総合窓口課 ☎ 0858-58-6114

「方書」を記載します！
住民票に

大山町では平成27年2月1日から、住民登録の住所に方

書の表示を開始します。
方書とは、アパートやマン

ションなどの集合住宅の建物名、居住番号等のことです。

記入し、役場または年金事務所に提出していく下さい。同時に、保険料の若年者納付猶予制度や学生納付特例制度の申請書を提出することもできます。

（学生納付特例制度の申請をされる場合は、学生であることの証明が必要です）。

（例）

【これまで】

大山町御来屋 328番地



【実施日以降】

大山町御来屋 328番地
△△団地○号

大山町御来屋 328番地
△△

△△方

△△

△△

△△

△△

△△

△△

△△

△△

元日マラソン大会

新年の幕開けをマラソンで。初詣をしてからスタートします。

◆日時 1月1日（木・祝）午前10時集合

◆場所 名和神社駐車場発着

◆コース 2km（新坪田周回コース）6km（トレセン往復コース）

◆その他 事前申込み不要
参加料無料

◆問い合わせ先 教育委員会事務局社会教育課 ☎ 0859-54-5212

◆問い合わせ先 一般社団法人鳥取県調理師連合会（〒682-0123 東伯郡三朝町三朝910番地の4）☎ 0858-43-1905